

令和5年度

稲城市カーボンニュートラル推進 住宅設備等導入費補助金「申請の手引き」

補助対象機器

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



1. 太陽光発電設備
2. 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
3. 蓄電池システム
4. 木質ペレットストーブ
5. 燃料電池自動車(FCV)
6. ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)
7. 既設窓の断熱改修

申請受付期間(先着順)

令和5年7月24日(月)～令和6年3月15日(金) ※予算に達し次第、受付終了。

提出方法 窓口: 平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

郵送: 令和6年3月15日(金)消印有効

お問い合わせ・申請書類の提出先

〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

稲城市役所 都市環境整備部 緑と環境課 環境政策係 (市役所3階)

電話 : 042-378-2111(内線354、355)

FAX : 042-378-9719

1. 申請対象者

- 市内の住宅に補助対象機器を導入した、又は導入した新築住宅を購入した **個人**
- 共用部分で使用するため、補助対象機器を市内の既築集合住宅に導入した **管理組合**

【注意事項】

「住宅」は、戸建住宅と集合住宅を示す。集合住宅の管理会社等の事業者は申請不可。
補助対象機器を導入した住宅に居住されている方が対象。賃貸住宅の所有者の方で、ご自身が居住していない賃貸住宅に補助対象機器を導入された場合は、補助対象外。

2. 申請要件

- ①補助対象機器を導入した市内の住宅に居住(稲城市住民基本台帳に登録)していること。
※燃料電池自動車は自動車検査証の使用本拠地が市内の異なる地番であっても対象。
- ②住宅の所有者または契約者全員に市税等の滞納がなく、補助対象機器導入に同意していること。
- ③補助対象機器の要件(「7. 補助要件」)を満たしていること。
- ④住宅が店舗等の併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1を超えていること。
- ⑤補助対象機器の工事契約者または売買契約者が申請者であること。
- ⑥導入された補助対象機器が未使用品であること(リース及び中古品は不可)。
- ⑦今回申請する機器が過去に稲城市から「カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費(旧:住宅用創エネルギー機器等導入促進事業)」の補助金を受けていないこと。
- ⑧今後、市が行うアンケートへの回答や、稼働状況等の報告ができること。
- ⑨補助金を受けた補助対象機器は、減価償却資産の耐用年数に相当する期間内において、所有し使用できること(期間内で売却、譲渡、廃棄等を行わないこと)。

【注意事項】

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、または補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

3. 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで に補助対象機器を設置・改修すること。

【注意事項】

補助対象機器の導入完了日は、「**領収書の日付**」とする。

ただし、太陽光発電設備は売電した「**買取起算日**」、燃料電池自動車は、自動車検査証に記載されている「**初度登録年月**」を導入完了日とする。

4. 申請受付期間

令和5年7月24日(月)～令和6年3月15日(金) **申請方法** : 窓口または郵送

受付時間 : 平日の午前8時30分から正午、午後1時から5時まで

【注意事項】

稲城市役所3階 緑と環境課環境政策係の窓口までご提出ください(出張所での提出は、不可)。

受付は先着順となります。提出書類(「8. 申請に必要な提出書類」)が全て揃い次第、ご提出ください。

郵送の場合は、令和6年3月15日(金)の消印有効(申請期間前・後の提出は不可)。

なお、提出書類に不足・不備がある場合は、受付できません。その場合、修正や再提出等を依頼しますので確実に連絡がとれる連絡先(電話番号・メールアドレス)を交付申請書にご記入ください。連絡が取れない場合は、受付できませんので、ご提出いただいた書類は返送いたします。

5. 予算額

9,060,000円

【注意事項】

予算上限になり次第、受付を終了します。予算の執行状況は市ホームページで随時公表します。

市HP(<https://www.city.inagi.tokyo.lg.jp/kankyo/tikyuuondanka/juutakuyousouenergy/index.html>)



6. 補助金額

No.	補助対象機器	補助金額
1	太陽光発電設備	<u>1kWあたり2万円 上限:8万円(4kW)</u> ※発電出力[kW](小数点第2位未満切捨て)に2万円を乗じた額
2	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<u>定額2万5千円</u>
3	蓄電池システム	<u>定額5万円</u>
4	木質ペレットストーブ	<u>機器費の1/3(上限:5万円)</u>
5	燃料電池自動車(FCV)	<u>定額10万円</u>
6	ビークル・トゥ・ホームシステム (V2H)	<u>3万円(上限:機器費)</u> ※No.1の機器と同年度の導入に限る
7	既設窓の断熱改修	<u>設置費用の1/6(上限:6万円)</u> ※設置費用:材料費及び取付に必要な工事費

※発電出力は、太陽光発電設備の出力とインバータの出力のうち小さい値を示す。

※補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切捨て。

7. 補助要件

■太陽光発電設備

太陽光発電モジュールの認証において、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)、又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの、又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの。住宅の屋根等に導入し、発電した電力がその居住する住宅で使用されること。

【一般財団法人電気安全環境研究所(JET)】

太陽電池モジュールの認証(<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>)

【注意事項】

- 申請者が電力会社と電力受給契約を締結し、電力を自家用として消費し、余剰電力を売電しているもの(全量売電している場合は対象外)。
- 最大出力が10kW未満の機器であること。
- IECEE-PV-FCS制度において新規認証は終了しているため、当面の間IECEE-CB認証機関によって太陽光発電設備の種類に応じてIEC61215又はIEC61646の規格のほか、IEC61730の規格に適合することを認証された製品である場合は、基準に適合するものとする。
- 認証の有効期限内の製品に限る。

■家庭用燃料電池システム(エネファーム)

一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)による認定を受けた家庭用燃料電池システム。住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。

【一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)】 (<http://www.fca-enefarm.org>)

■蓄電池システム

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」で補助対象機器として登録されたもの、又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの。住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。

【一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)】 蓄電システム登録済製品(<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

■木質ペレットストーブ

木質ペレット(木材を粉碎したおが粉を円柱状に固めたもの)を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機器。住宅の敷地内に導入し、その居住する住宅で使用されること。

■燃料電池自動車(FCV)

一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」で補助対象機器として指定されたもの。使用の本拠が市内であること。自家用の車に限る。

■ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)

一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」で補助対象機器として指定されたもの。太陽光発電設備と同年度に設置し、その居住する住宅で使用されること。

【一般社団法人次世代自動車振興センター】(<https://www.cev-pc.or.jp>)

■既設窓の断熱改修

公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」において、補助対象機器として登録している部材、又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるものを次のいずれかの方法で改修したもの。

- ・ 内窓として設置
- ・ 既存の窓枠ごと(サッシとガラスごと)の交換
- ・ 既存の窓のガラスのみ交換

【公益財団法人北海道環境財団】

補助対象となる製品について(<https://www.heco-hojo.jp/yR03/danref/hojoseihin.html>)

【注意事項】

- 既築住宅への改修であること(新築住宅及び増築の窓は対象外)。
- 少なくとも1つの居室の全ての窓を改修してください。1つの居室の全ての窓改修と同時に廊下、玄関、浴室等の非居室の改修を行う場合、非居室の窓は1枚以上の改修で構いません。ただし、非居室のみの申請は対象外。非居室(例):廊下、玄関、浴室、トイレ、キッチン、洗面所、納戸など
- 換気小窓(障子を閉めた状態で換気を行うことができるもの。障子に組み込まれたものも含む)、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等を含む場合、それらの窓の改修は設置要件から除かれます。ただし、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対象に含まれます。
- シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象外。
- 建築基準法やその他関連法令を遵守し、設置・改修すること。
- 設置工事について、管理組合の承認が必要な場合は、当該承認を得ていること。その場合は、承認を得たことが分かる書類をご提出ください。
- 管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は補助対象外。
- 「令和5年度稲城市商工会住宅改修等補助金」で同一項目(断熱窓)の改修で申請し、補助金の交付を受けた場合は、補助対象外。

8. 申請に必要な提出書類

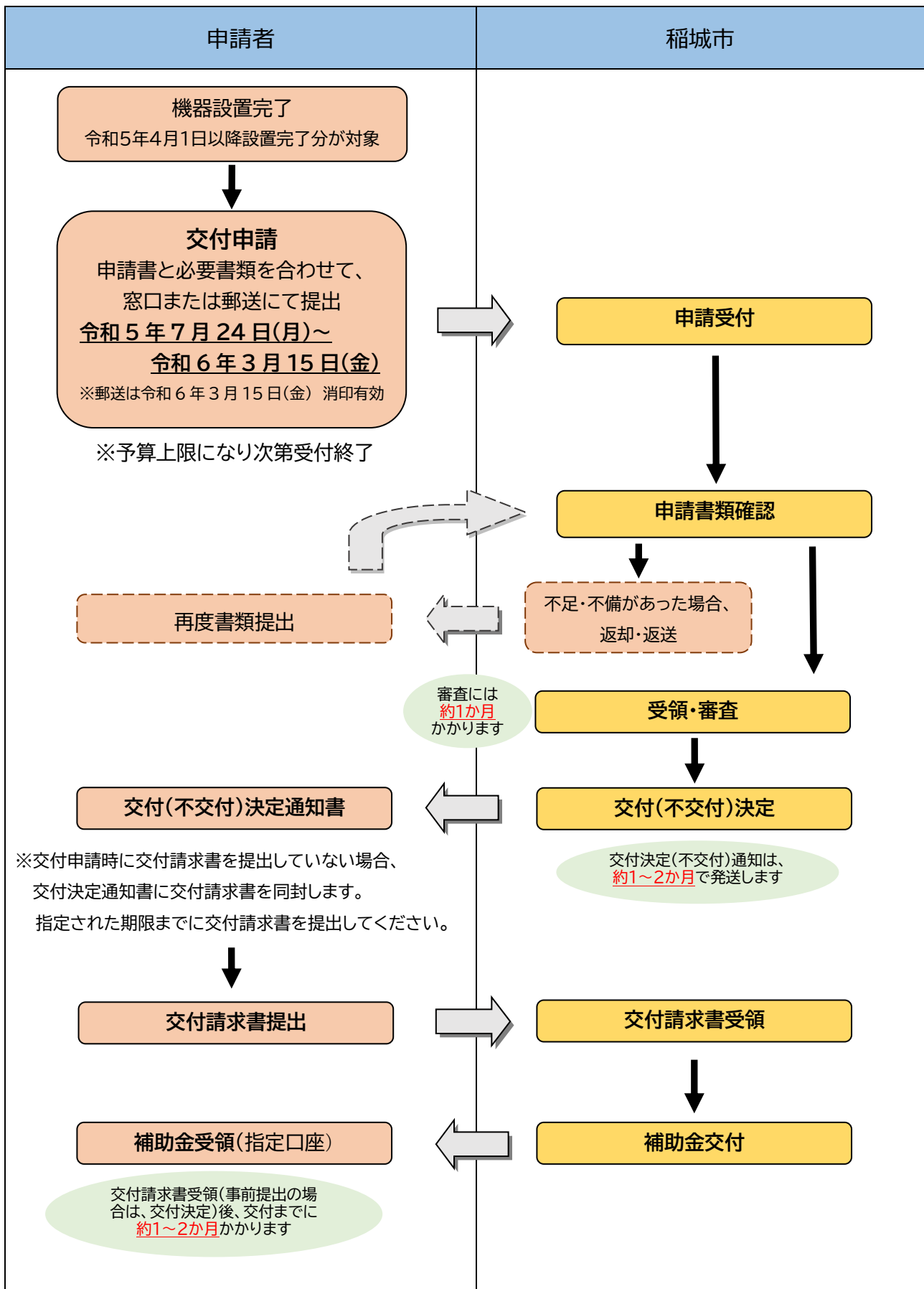
提出書類は、全て揃ってから申請してください。申請を代理人の方が申請する場合は、下記の書類の他に「**手続代行者選任届(様式第2号)**」の提出が必要(同居家族が申請する場合は不要)。なお、消せるボールペンでの記載不可。訂正する場合は、修正ペン等はいわずに、二重線の上に押印又は訂正署名で修正してください。

提出書類		確認欄	
共通事項	1	交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
	2	住民票の写し(コピー可) *1) ※申請日前の3カ月以内、マイナンバー記載なし	<input type="checkbox"/>
	3	令和5年度「市民税納税証明書」または「非課税証明書」(写し可) *1) ※令和5年1月2日以降に稲城市に転入した方は必ず、転入前の市区町村から取り寄せてご提出ください。 ※令和5年中に申請される方は令和4年度「市民税納税証明書」または「非課税証明書」による提出も可とします。詳細は別紙記載のフローチャートをご確認ください。 ※例年、「課税証明書」や年度を間違えて提出する方が多く見受けられます。提出の際は再度ご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	*1) 共通事項2と3は裏面下部に市長が確認することの同意・署名頂くことで提出を省略できる可能性があります。9ページと別紙フローチャートをご確認ください。		
	4	領収書及び内訳書の写し ※申請者と領収書の宛名が同一であること。 ※申請機器が記載されていること。 ※内訳書は但し書きに申請機器の記載がない又は既設窓の断熱改修を申請する場合に必要。また、領収書と内訳書の金額に整合性が取れていること。見積書は不可。 ※既設窓の断熱改修は、材料費及び取付に必要な工事費がそれぞれ分かる内訳書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	5	写真(機器全体とメーカー名、型式、製造番号などを写したもの) ※家庭用燃料電池システム(エネファーム)は、燃料電池・貯湯ユニットの型式・製造番号等が分かるもの。 ※燃料電池自動車は、ナンバープレートが分かるもの。 ※既設窓の断熱改修は、設置前と設置後の写真が必要。	<input type="checkbox"/>
	6	同意確認書(様式任意) ※申請者以外に住宅所有者または契約者がいる場合は、全員に市税の滞納がないことと、対象機器導入の同意確認が必要となります。	<input type="checkbox"/>
	7	交付請求書(様式第4号) ※日付と金額の欄は未記入で提出してください。不交付となった場合は、書類を返却致します。	<input type="checkbox"/>
8	その他市長が認める書類 ※上記の書類の他に、審査に必要な書類を求めることがあります。		

提出書類		確認欄	
太陽光発電 設備	①	<p>「購入実績お知らせサービス」の「買取起算日」掲載ページの写し ※「発電者情報」「購入実績」「発電設備情報」が記載されていること。 ※<東京電力パワーグリッド 購入実績お知らせサービス ログインページ> https://www32.tepco.co.jp/LV02/dfw/LV-CISweb/LVJOnISWeb ※需給契約が上記でない場合は、「発電者情報」「購入実績」「発電設備情報」 等が分かる書類をご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
	②	<p>出力対比表等 ※太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力等が確認できるもの。</p>	<input type="checkbox"/>
	③	<p>海外認証の製品と分かる書類(該当者のみ提出) ※一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が認証している製品を申請する 場合は、不要。 <u>例年、提出漏れが多いため、機器の認証を必ず確認してください。</u></p>	<input type="checkbox"/>
エネファーム	①	<p>エネファーム安心サポート証の写し ※エネファーム安心サポート証が発行されない機器は、申請者、メーカー、燃 料電池・貯湯ユニットの型式・製造番号、設置業者名等が記載された証明 書等をご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
蓄電池 システム	①	<p>保証書または出荷証明書の写し ※パッケージ型番の記載もあること。記載がない場合は、パッケージ型番が 確認できるカタログ等の写しをご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
木質ペレット ストーブ	①	<p>保証書または出荷証明書の写し</p>	<input type="checkbox"/>
燃料電池 自動車	①	<p>請求書等の写し ※車両登録番号、車台番号、車名および購入費の内訳が確認できるもの。</p>	<input type="checkbox"/>
	②	<p>自動車検査証の写し</p>	<input type="checkbox"/>
ビークル・トゥ・ ホームシステム	①	<p>保証書または出荷証明書の写し</p>	<input type="checkbox"/>
既設窓の 断熱改修	①	<p>保証書または出荷証明書の写し ※公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事 業」において、補助対象機器として登録されている番号も記載。記載がな い場合は、登録番号が確認できる書類を添付してください。</p>	<input type="checkbox"/>
	②	<p>設置前の状態が分かる写真</p>	<input type="checkbox"/>
	③	<p>平面図等 ※窓の改修した箇所が分かる図面。</p>	<input type="checkbox"/>
	①～③の書類は、改修した窓の位置がそれぞれ合致するように、通し番号等を記載し、改修し た箇所が分かるようにしてください。		
④	<p>設置した設備の性能が確認できるもの ※製品仕様が記載されたパンフレットやカタログ、または第三者機関の証明 書等</p>	<input type="checkbox"/>	

※「保証書または出荷証明書」は、申請者(お客様)名、設置した機器のメーカー名、型式、保証開始日、設置業者
名等が記載されていること。

9. 申請から交付までの流れ



10. 申請書等の記入例

○交付申請書(様式第1号)

記入例

様式第1号(第5条関係)

稲城市長 殿

受付番号

令和 5 年 7 月 〇 日

申請日を記入

窓口:提出日、郵送:発送日

稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金交付申請書

稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

必ず申請者ご自身で記入してください。

1 申請者

(ふりがな)	いなぎなしのすけ
氏名	稲城なしのすけ
住所(申請時)	稲城市東長沼2111
電話番号	042 - 378 - 2111
メールアドレス	inagi@city.inagi.lg.jp
申請種別	<input checked="" type="checkbox"/> 本人申請 <input type="checkbox"/> 代行申請

不備等の連絡に使用しますので、日中対応可能なアドレスをご記入ください。

※電話番号は、平日の日中連絡が可能な番号をお書きください。

2 申請内容

小数点第2位未満切捨て

選択	補助対象機器	補助金申請額 (1,000円未満切捨て)	
<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光発電設備	(2.50 kW)	50,000円
<input type="checkbox"/>	家庭用燃料電池システム(エネファーム)		25,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	蓄電池システム		50,000円
<input type="checkbox"/>	木質ペレットストーブ		円
<input type="checkbox"/>	燃料電池自動車		100,000円
<input type="checkbox"/>	ビークル・トゥ・ホームシステム		円
<input checked="" type="checkbox"/>	既設窓の断熱改修		60,000円
合計(申請金額の総額)			160,000円

申請機器
を選択

総額を記入。

記入例

設置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅			
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（下記に住所記載）			
	稲城市			
建築物の形態	(1) 戸建住宅 (2) 集合住宅 (3) その他 ()			
機器の概要	申請機器	① 太陽光発電設備	② 蓄電池システム	③ 既設窓の断熱改修
	メーカー	パナソニック	パナソニック	別紙のとおり (保証書参照)
	型式	AA-111AA	BB-222BB	
	製造番号	1111111	2222222	
設置業者 (担当者)	会社名：株式会社 ●●●●● 住所：稲城市 ▲▲▲▲▲ 電話番号：090 - 0000 - 0000 担当者名：稲城太郎 <small>※担当者の電話番号は、平日の日中に連絡の取れるものをお書きください。</small>			

申請機器によって、製造番号などがない機器は、記載不要です。概要欄に全て記載できない場合は、別紙のとおり(〇〇参照)と記載してください。

【住民基本台帳記録及び納税状況の確認に関する同意欄】

※令和4年1月2日以降に稲城市に転入された方は、前住所地の市区町村が発行する最新年度の市民税納税証明書又は市民税非課税証明書の提出が必要になる場合があります。詳細は「申請の手引き」の9ページ「記入例」と別紙の「(参考)市民税納税証明書または非課税証明書の年度フローチャート」をご確認ください。「同意・署名により提出省略可」となった場合は下欄にご署名ください。

稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金の交付申請にあたり、住民基本台帳記録及び納税状況について、市長が確認することに同意します。

令和5年1月1日時点で市民の場合、同意・署名により、住民票の写しの提出が不要です。
市民税納税証明書・市民税非課税証明書については別紙フローチャートを確認し、「同意・署名により提出省略可」の場合は同意・署名により、提出が不要です。

申請者氏名(自署) 稲城なしのすけ

○手続代行者選任届(様式第2号)

記入例

申請日を記入

窓口：提出日、郵送：発送日

様式第2号(第5条関係)

令和 5 年 7 月 〇 日

稲城市長 殿

必ず申請者ご自身で記入してください。

申請者 住所 稲城市東長沼2111

氏名 稲城なしのすけ

電話番号 042-378-2111

※記入は、申請者自身の自署のこと

手続代行者選任届

私は、下記の者を稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金交付に係る手続代行者として選任したので、稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、届け出ます。

記

申請機器のうち、代行の対象となる機器を全て記入してください。

1 代行の対象とする補助対象機器

太陽光発電設備、蓄電池システム

2 手続代行者

住所又は所在地	〒206-0000 稲城市□□□□
氏名又は名称	株式会社■■■■■
電話番号	090-0000-0000
担当者名	稲城次郎

※担当者の電話番号は、平日の日中に連絡の取れるものをお書きください。

○交付請求書(様式第4号)

記入例

捨印 → 印

日付は記入しないでください

→ ~~令和 年 月 日~~

様式第4号(第7条関係)

稲城市長 殿

押印

住所 稲城市東長沼2111
氏名 稲城なしのすけ 印

稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金交付請求書

稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金第7条の規定により、
下記のとおり請求します。

記 交付決定後に記入するため、
申請時は金額を空欄にしてください

1 請求金額 ~~円~~

申請者ご本人名義の口座を記入してください

2 振込口座の指定

振込先	金融機関名	銀行 信金・信組 農協		本店 支店
	コード			
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

口座番号は右詰をお願いします

コード番号が不明な場合は、こちらで加筆
しますので、記入は不要です。

○同意確認書(様式任意)

同意確認書の
形式は問いません

記入例

申請日を記入
窓口:提出日、郵送:発送日

令和 5 年 7 月 〇 日

稲城市長 殿

必ず申請者ご自身で記入してください。

申請者 住所 稲城市東長沼2111
氏名 稲城なしのすけ
電話番号 042-378-2111
設置機器 太陽光発電設備
蓄電池システム
設置場所 稲城市〇〇

同意確認書

設置する機器と(申請時の住所と異なる場合)設置場所を記入。同じ場合は「同上」と記入。

稲城市カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金の交付申請にあたり、下記の同意確認を取得した上で申請を行います。

記

必ず同意のチェックが必要です

申請者以外の住宅の所有者又は契約者全員分
が必要です。必ず本人が記入してください。

No.	設置同意	市税納付状況 調査同意 ※1	納税証明書または 非課税証明書 ※2	氏名(自署) ※3
1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境太郎
2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	環境花子
3	<input type="checkbox"/>	必ずどちらかにチェックしてください。		申請日、稲城市への転入日により、「市民税納税証明書」、または「市民税非課税証明書」の提出を省略できる場合があります。 別紙「(参考) 市民税納税証明書または非課税証明書の年度フローチャート」でご確認いただき、書類をご記入ください。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 令和4月1月1日以前から稲城市民の方、もしくは別紙「(参考) 市民税納税証明書または非課税証明書の年度フローチャート」で「同意・署名により省略可」となった方で、納税状況について、市が確認することに同意される方は、この欄にチェックを入れていただければ、「市民税納税証明書」または「市民税非課税証明書」の提出を省略できます。

※2 別紙「(参考) 市民税納税証明書または非課税証明書の年度フローチャート」で「証明書が必要」となった方、もしくは申請日時点で稲城市内に住所を有さない方は、この欄にチェックを入れ、転入前の市区町村で令和5年度の「市民税納税証明書」または「市民税非課税証明書」を添付して提出してください。

※3 申請者以外の住宅の所有者または契約者全員がご自身で記入してください。